

# 仕 様 書

京都市消防局総務部施設課

(担当：沼田、日高 電話：075-212-6643)

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件 名     | 西八条及び山ノ下消防出張所<br>低濃度ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物（PCB）収集運搬業務                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 契 約 期 間 | 契約の日の翌日から令和8年12月25日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 契 約 条 件 | <p>1 業務の詳細は、「西八条及び山ノ下消防出張所 低濃度ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物（PCB）収集運搬業務仕様書」のとおり。</p> <p>2 業務の履行場所等</p> <p>(1) 搬出元事業所</p> <p>ア 京都市南消防署 西八条消防出張所<br/>京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町42番地</p> <p>イ 京都市伏見消防署 山ノ下消防出張所<br/>京都市伏見区桃山町山ノ下44番地の5</p> <p>(2) 搬入先事業所<br/>群桐エコロ株式会社<br/>群馬県太田市新田大町600番26</p> <p>3 本仕様書に掲げる業務以外の業務が生じた場合は別途契約する。</p> |

西八条及び山ノ下消防出張所 低濃度ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物（ＰＣＢ）収集運搬業務仕様書

京都市消防局 総務部 施設課

（担当：沼田、日高 075・212・6643）

第１ 総則

- 1 受注者は、京都市（以下、「発注者」という。）が委託する低濃度ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物（ＰＣＢ）収集運搬業務をこの仕様書に記載された内容に基づき履行するものとする。
- 2 本業務は、京都市が保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物（以下、「低濃度ＰＣＢ廃棄物」という。）を、関係法令を遵守して適正に収集運搬することを目的とする。

第２ 契約条件等

1 契約期間

契約の日の翌日から令和８年１２月２５日まで

2 資格条件

- (1) 排出元事業所及び搬出先事業所（積替え又は一時保管する場合はその所在地も含む）の都道府県知事又は政令市長の特別管理産業廃棄物処分業（収集運搬）の許可を受けており、当該許可の許可証に記載されている事業の範囲に、低濃度ＰＣＢ産業廃棄物が含まれていること。
- (2) 受注者は、自社社員の中から、財団法人日本産業廃棄物処理復興センターが開催する「ＰＣＢ廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」の受講を終了した者を作業責任者として配置できること。
- (3) 受注者は、本委託契約書を交わす際、仕様書の最終頁にある「産業廃棄物収集運搬受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の収集運搬業の許可証の写しを添付すること。また、受注者の収集運搬業の許可に積替保管が含まれる場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記載すること。
- (4) 収集運搬業の許可証の有効期限が契約期間中に失効する場合は、更新後の許可証（有効期限が契約期間を満たすもの。）を提出すること。ただし、提出されない場合は契約期間の満了によらず本契約を解除する。

第３ 業務の履行場所・搬出元・搬入先

|                     |                                                                                        |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 搬出元事業所<br>(別紙１、２参照) | ① 京都市南消防署 西八条消防出張所<br>京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町４２番地<br>② 京都市伏見消防署 山ノ下消防出張所<br>京都市伏見区桃山町山ノ下４４番地の５ |
| 搬出先事業所              | 群桐エコロ株式会社<br>群馬県太田市新田大町 600 番 26                                                       |

#### 第4 低濃度PCB廃棄物の種類・数量等

| 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可 |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 許可都道府県・政令市        | ① 京都府 ② 群馬県             |
| 事業区分              | 収集運搬                    |
| PCB廃棄物の種類         | 廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニル汚染物 |

| PCB廃棄物の種類 | 予定数量 | 予定合計重量  | 荷姿 |
|-----------|------|---------|----|
| 変圧器（トランス） | 2台   | 260.0kg | バラ |

詳細は別紙1のとおり

#### 第5 業務の内容

- 1 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及びその他関係法令を遵守のうえ、別紙1に記載した搬出元事業所から低濃度PCB廃棄物を収集し、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設へ運搬するものとする。
- 2 受注者は、本業務に関する計画書を発注者が指示する期日までに作成し、提出するものとする。
- 3 本業務に必要な収集運搬に係る運搬容器や車両等の機材については、受注者において調達すること。また、搬出元事業所からの搬出及び搬出に要する資材・機材等も受注者において調達すること。
- 4 受注者は、PCB漏れ等の事故を発生させないこと。万が一PCB漏れ等の事故が発生した場合には、直ちに汚染防止の措置を取るとともに、その責任は受注者が負うこと。
- 5 本業務の実施に際して、新たに発生したPCB汚染物については、発注者の責任において保管する。ただし、そのPCB汚染物の発生について受注者の責に帰すべき理由がある場合には、この限りではない。
- 6 受注者は、本業務の実施に当たっては発注者の建物、設備及び工作物等が破損又は汚染しないよう注意し、必要な養生を行うこと。また、万が一損傷等を与えた場合は、直ちに従前の状態に復旧することとし、その費用は受注者が負担すること。
- 7 廃棄物の搬出に当たり、搬出元事業所内の備品・物品類を一時的に移動させる必要が生じた場合は、受注者及び搬出元事業所の管理者と協議のうえ、移動させることができる。
- 8 受注者は、委託された産業廃棄物の収集運搬業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出すること。ただし、業務終了報告書は、電子マニフェストの運搬終了報告書又は、マニフェストB2票で代えることができる。
- 9 搬出元及び搬入先における作業時間は、原則として平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、発注者が承認した場合はその限りではない。なお、作業日程及び時間帯については、事前に本市担当者と必ず協議すること。

#### 第6 電子マニフェストの運用

- 1 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム（以下、「JWNET」という。）を利用して実施することを推奨する。

- 2 発注者、受注者のいずれかが電気回線の故障、天災その他やむを得ない理由（本業務受注者又は処理処分業務受注者のJWNET未加入を含む）によってJWNETを利用できない場合には、電子マニフェストに代えて産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を使用するものとする。
- 3 排出時の廃棄物の内容については、JWNET又は管理票により明示する。

## 第7 その他

- 1 作業終了後に完了届及び作業写真等を速やかに提出するとともに、請求書を提出すること。発注者は、業務終了後、受注者から適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に受注者に支払うものとする。
- 2 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

# 産業廃棄物 収集運搬 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

|                       |                                  |
|-----------------------|----------------------------------|
| 受注者の許可の事業範囲<br>(作業区分) | <input type="checkbox"/> 許可証のとおり |
| 受注者の取り扱える<br>廃棄物の種類   | <input type="checkbox"/> 許可証のとおり |
| ※ 受注者の委託業務に積替保管を含む場合  |                                  |
| 受注者の積替・保管場所<br>の所在地   | <input type="checkbox"/> 許可証のとおり |
| 受注者の保管できる<br>産業廃棄物の種類 | <input type="checkbox"/> 許可証のとおり |
| 受注者が行う積替え<br>のための保管上限 | <input type="checkbox"/> 許可証のとおり |

|   | 搬出元事業所<br>(保管場所)                       |              | 廃棄物の種類                   | 廃棄物の型式等  |              |    |      | 量            |                         | 濃度<br>区分 | 保管の状況     |             |                 |             | 作業日程                   | 備考 |
|---|----------------------------------------|--------------|--------------------------|----------|--------------|----|------|--------------|-------------------------|----------|-----------|-------------|-----------------|-------------|------------------------|----|
|   |                                        |              |                          | 定格<br>容量 | 製造者名         | 型式 | 製造年月 | 台数又は<br>容器の数 | 総重量<br>(1台当たり<br>重量×台数) |          | 容器の<br>性状 | 囲い等<br>の有無  | 分別・<br>混在の<br>別 | 漏れ等<br>のおそれ |                        |    |
| ① | 京都市南消防署 西八条消防出張所<br>京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町4番地 | 敷地東側<br>(屋外) | 変圧器<br>(コンベクション<br>トランス) | 10 KVA   | 三菱電機<br>株式会社 | RA | S63  | 1 台          | 130.0 kg                | 低濃<br>度  | 金属製<br>箱  | 囲い有、<br>掲示有 | 分別              | なし          | 平日<br>午前9時から<br>午後5時まで |    |
| ② | 京都市伏見消防署 山ノ下消防出張所<br>京都市伏見区桃山町山ノ下4番地の5 | 1階<br>発電機室   | 変圧器<br>(コンベクション<br>トランス) | 10 KVA   | 三菱電機<br>株式会社 | RA | S61  | 1 台          | 130.0 kg                | 低濃<br>度  | 金属製<br>箱  | 囲い有、<br>掲示有 | 分別              | なし          | 平日<br>午前9時から<br>午後5時まで |    |

合計 2 台 260.0 kg

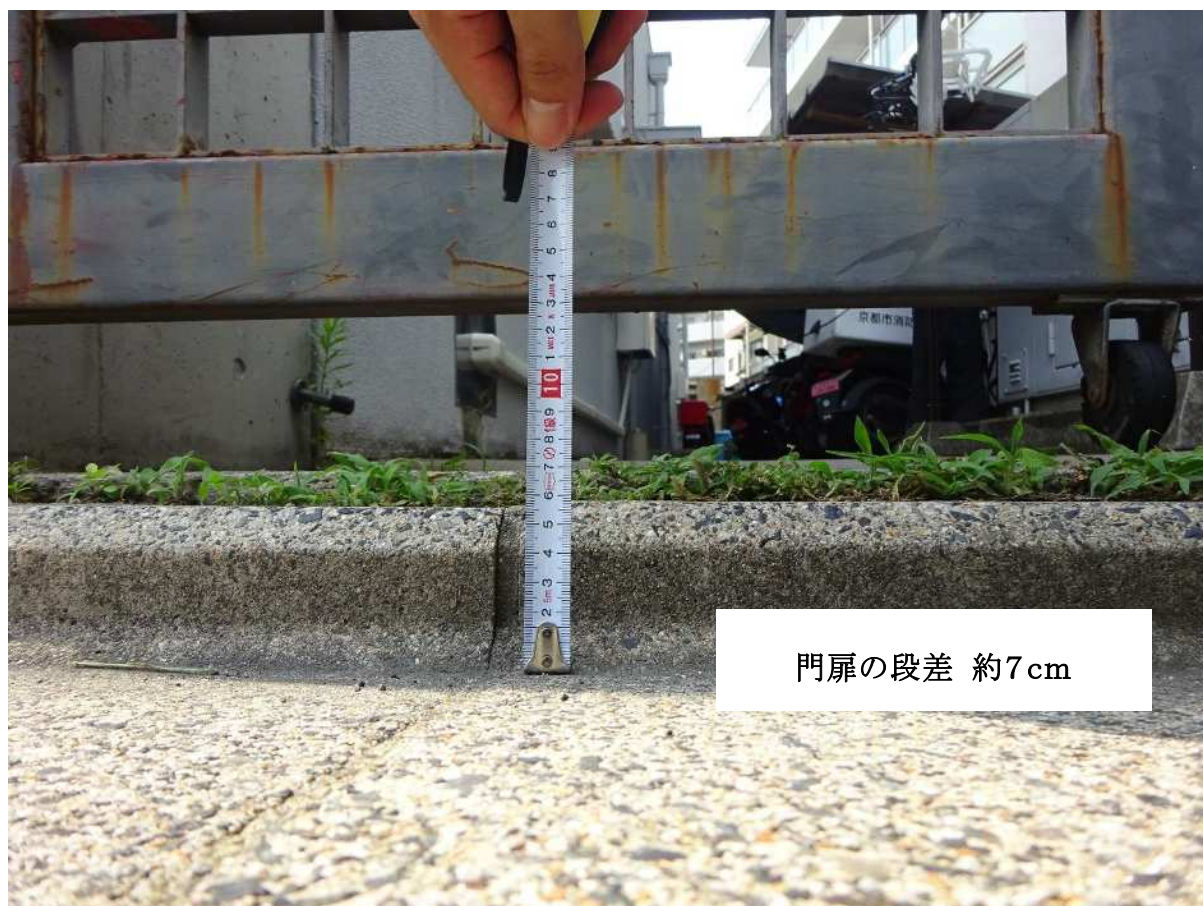
京都市南消防署 西八条消防出張所















京都市伏見消防署 山ノ下消防出張所













